

修士論文審査基準

①学位論文が満たすべき水準	経済学研究科が定める学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った水準。
②学位論文審査概要	<p>修士の学位請求論文の審査は、その透明性・公平性を確保する観点から、経済学研究科委員会の定める審査委員によって行うものとする。</p> <p>1 審査委員の体制 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、必要あるときは、本大学院の他の研究科又は学部の教員を副査とすることができる。</p> <p>2 学位請求論文の提出 修士の学位請求論文は1編とし、修士課程の在学年限内に指導教授を通じて経済学研究科委員会に提出するものとする。 前記の学位請求論文は、3部を提出するものとする。</p> <p>3 学位請求論文の審査期間 学位請求論文の審査並びに最終試験は、学位請求論文を提出されてから、おおむね3か月以内に終了するものとする。</p> <p>4 審査の報告 学位請求論文の審査並びに最終試験の結果は、経済学研究科委員会の議を経た後、経済学研究科長が学長に報告するものとする。</p>
③審査項目	<p>修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。学位論文は以下の諸点から、その証となりうる質・量、内容・水準を備えていなければならない。</p> <p>〈修士論文〉</p> <p>(1) 研究テーマの学問的意義・適切性 (2) 先行研究のサーベイ (3) 論文の独創性 (4) 論文の体系性 (5) 理論的分析・実証的分析 (6) 論旨・主張の統合性と一貫性 (7) 形式的要件</p>
④審査方法	最終試験は、経済学研究科委員会の定めにより、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行うものとする。
⑤学位授与の要件	修士の学位は、本大学の大学院経済学研究科修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

博士論文審査基準

<p>①学位論文が満たすべき水準</p>	<p>経済学研究科が定める学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った水準。</p>
<p>②学位論文審査体制</p>	<p>博士の学位請求論文の審査の透明性・公平性を確保する観点から、次のとおり基準を定める。</p> <p>1 審査委員会の構成 学位請求論文の審査を付託された経済学研究科委員会は、学位請求論文の審査を行うため、審査委員会を設けるものとする。 審査委員会の構成は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから指名する2名以上の副査を加えて行うものとする。 必要があるときは、経済学研究科委員会の議を経て、経済学研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部の教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。</p> <p>2 学位請求論文の提出 学位を請求することができる者は、経済学研究科委員会が専修大学大学院学則で定める修了の期日までに修了できると認められた者で、同日まで在籍する見込みがあるものとする。 学位請求論文の提出は所定の学位申請願に、学位請求論文1編3部及び論文要旨3部を添え、指導教授を通じて、経済学研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 学位を請求することができる期間は、本大学院の経済学研究科博士後期課程に入学した時から9年以内とし、休学期間は、これに含めないものとする。この場合において、学位請求論文は、在学期間中に提出するものとする。</p> <p>3 学位請求論文の審査期間 学位請求論文の審査は、当該学位請求論文を受理した日から、1年以内に終了するものとする。ただし、専修大学学位規程第13条第2項に規定する者については、経済学研究科委員会の議決により、その期間を延長することができる。</p> <p>4 審査委員会の審査報告 審査委員会は、学位請求論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、学位請求論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、経済学研究科委員会に、文書をもって報告するものとする。 審査委員会は、上記報告をした後、学位請求論文及び専修大学学位規程に定める審査報告書を経済学研究科委員会の委員の閲覧に供するため、1か月の期間を置くものとする。</p>

<p>②学位論文審査体制</p>	<p>審査委員会が学位請求論文の審査の結果その内容が学位を授与するのに値しないと認めるときは、最終試験又は口頭試問を行わないことができる。この場合、審査報告者に評価に関する意見を記載することを要しない。</p> <p>5 研究科委員会の審議・議決 経済学研究科委員会は前記の報告に基づき審議のうえ、学位を授与すべきか否かにつき投票により議決する。この議決には経済学研究科委員会構成員総数の3分の2以上の出席と、出席者3分の2以上の賛成を必要とする。</p> <p>6 研究科長による学長への報告 経済学研究科委員会において学位授与の議決がなされたとき、経済学研究科長は学位請求論文とともに、学位請求者の氏名・学位請求論文の内容、審査結果の要旨、最終試験の結果及び口頭試問の結果を添え、議決の結果を文書で学長に報告する。</p>
<p>③審査項目</p>	<p>博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。学位論文は以下の諸点から、その証となりうる質・量、内容・水準を備えていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究テーマの学問的意義・適切性 (2) 網羅性の高い先行研究のサーベイ (3) 高度な論文の独創性 (4) 精緻な論文の体系性 (5) 高度な理論的分析・実証的分析 (6) 論旨・主張の統合性と一貫性 (7) 形式的要件
<p>④審査方法</p>	<p>最終試験は、当該審査委員会が学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目にわたり口頭試問により行うが、筆答試問を併せて行うことができる。</p>
<p>⑤学位授与の要件</p>	<p>博士の学位は、本大学院経済学研究科の博士後期課程に3年以上在学し、博士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。</p>